

消費税・地方消費税（個人事業者）の 確定申告と納税は正しくお早めに

令和元年分の個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告は、令和2年3月31日（火）が申告・納付の期限となっています。

税務署などの申告相談会場は、特に所得税および復興特別所得税の確定申告期限（令和2年3月16日（月））間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけご自分で作成し、お早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税および地方消費税の申告書や所得税および復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告について

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方は、令和2年3月31日（火）までに、令和元年分の「消費税および地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額および地方消費税額を納付してください。

【令和元年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- 平成29年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - 平成29年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成30年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ①、②に該当しない場合で、平成30年1月1日から平成30年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
（注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【申告に当たっての留意点】

- 課税事業者となる方は、令和元年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和元年分の消費税および地方消費税の申告・納付が必要です。
 - 平成29年分の課税売上高が5,000万円以下で、平成30年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。
- ※軽減税率制度の実施に伴い、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情があるとして、令和元年12月末までに令和元年分の申告に係る「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者の方も、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。

これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。

- 消費税および地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額および課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。
- 消費税および地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載および申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。ただし、還付申告（申告書⑧欄に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除く）は、当該提出等を省略することができます。

納付期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税および地方消費税の納期限および振替日は、次のとおりです。

- 納期限・・・令和2年3月31日（火）
- 振替日・・・令和2年4月23日（木）

現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行蔵入代理店）または住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

また、e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。

その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関または税務署に向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

なお、振替納税の場合には、領収書は発行されませんので、ご注意ください。

税に関する情報は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）へ

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171

後期高齢者医療制度のお知らせ

運営協議会委員の募集について

後期高齢者医療広域連合では運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さまの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集しています。

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）
- 【募集人数】 5名
- 【任期】 2020年7月から2年間（開催は年2～3回を予定しています）
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合および、市区町村窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 2020年4月30日（木）
- 【選考】 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します
- 【報酬など】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します
- 【申込み先】 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
北海道後期高齢者医療広域連合

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

農地の賃借料情報をお知らせします

農地の賃借料情報につきまして、平成31年1月から令和元年12月までの1年間の状況をお知らせします。

1 農地の賃借料情報（平成31年1月～令和元年12月） 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,900円	12,000円	1,100円	77件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

（参考）

（1）過去3年間の平均賃借料（平成28年～平成30年） 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,900円	8,300円	1,100円	51.3件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

（2）改正前の農地法における標準小作料額（町内一円） 【10a当たり】

上	中	下
8,000円	5,000円	2,000円

問合せ先 豊頃町農業委員会事務局 ☎ (574) 2218